

仕組預金の取引に係るご注意

- この仕組預金は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。
そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。
※ 商品内容や想定される損失額等について、十分ご確認ください。
- この仕組預金の内容等を十分ご理解のうえ、お取引いただきますようお願いいたします。
- お取引内容および商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、店頭もしくは新生パワーコール(0120-456-860)へお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

(注)ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109(ナビダイヤル)

または 03-5252-3772

受付日 月曜～金曜(祝日および銀行の休業日を除く)

受付時間 午前9時～午後5時

仕組預金 満期日繰上特約付二重通貨定期預金（特別金利特約付）**〈愛称：パワー定期NEO〉****商品説明書(契約締結前交付書面)****下記事項をよくお読みいただき、十分ご理解のうえ、お申し込みください。**

※ この預金は、「二重通貨定期預金」に「満期日繰上特約」および「特別金利特約」という二つの特約が組み込まれた商品です。「二重通貨定期預金」、「満期日繰上特約」および「特別金利特約」の特性、概要およびこの預金の商品イメージは、以下のとおりです。

『二重通貨定期預金』

- この預金は、円貨で預け入れを行う二重通貨定期預金です。 相対通貨は豪ドルです。
- 二重通貨定期預金とは、定期預金に「通貨オプション」が組み込まれた預金です。満期日の繰り上げが行われず、かつ、あらかじめ定められた一定の条件が満たされた場合には、この「通貨オプション」により、この預金の元金は、「受取通貨特約設定レート」で相対通貨(豪ドル)に交換のうえ、払い戻されます。
- 最終満期時にこの預金の元金を預入通貨(円貨)で払い戻すか、または相対通貨(豪ドル)で払い戻すかは、「受取通貨特約設定レート」と「最終の特約判定日の東京時間午後3時における預入通貨(円貨)と相対通貨(豪ドル)との間の実勢為替レート」をもとに、当行がこれを判定します。
- お客さまは、この預金に組み込まれた「通貨オプション」により、最終満期時に払い戻される元金を、お客さまにとって不利な為替レートで相対通貨(豪ドル)に交換のうえ、受け取るリスクを負うこととなりますが、その代わりに、同時期に当行のパワーフレックス円定期預金に同一期間預け入れた場合の利息を上回る可能性を期待できます。

『満期日繰上特約』

- この預金には、「満期日繰上特約」が組み込まれています。
- 満期日の繰上げが行われるか否かは、最終の特約判定日を除く満期までの各「特約判定日」において、「満期日繰上特約設定レート」と「各特約判定日の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨(豪ドル)との間の実勢レート」をもとに、当行がこれを判定します。かかる判定により満期日の繰上げが行われる場合には、直後に到来する利払日が繰上満期日となり、この預金の元金は、最終満期日(募集期間最終日の翌営業日の5年後の応当日)よりも前に払い戻されることとなります(必ずしも満期日の繰上げが行われるとは限りません。)。逆に、いずれの特約判定日においても満期日の繰上げが行われなかった場合には、この預金は最終満期日まで継続されます。
- 満期日の繰上げが行われる場合、この預金の元金は、預入通貨(円貨)のまま払い戻されます。

『特別金利特約』

- この預金には、「特別金利特約」が組み込まれています。
- この預金では、満期日繰上げの有無に応じて、繰上満期日または最終満期日まで、当行所定の「約定金利」が支払われます。ただし、「特別金利特約」により一定の条件が成就した場合にのみ、この「約定金利」に加えて、当行所定の「特別金利」が支払われます。
- 「特別金利」が支払われるか否かは、「特別金利特約設定レート」と「各特約判定日の東京時間午後3時における預入通貨(円貨)と相対通貨(豪ドル)との間の実勢レート」をもとに当行がこれを判定します。

商品イメージ図

このイメージ図は、一般的な商品概要の説明を目的として作成したもので、あくまで参考例です。
利回り等を保証するものではありません。実際のお取引の際には、必ずお預入条件をご確認ください。

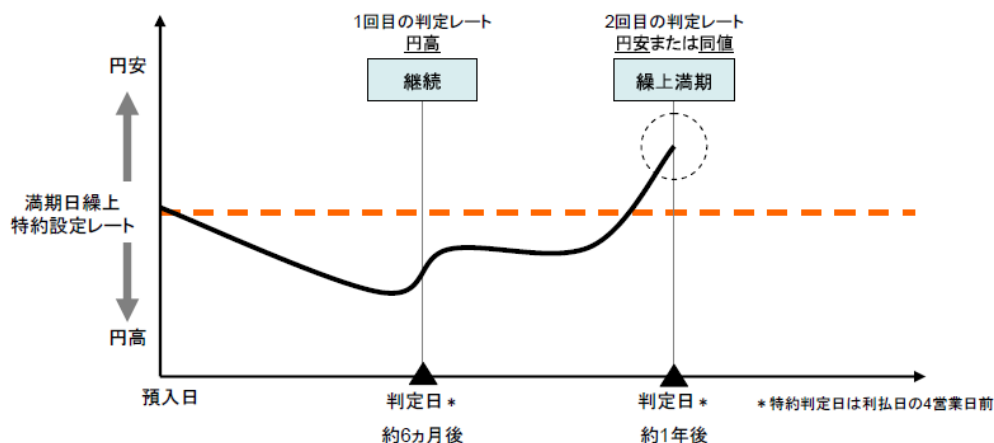
「満期日繰上特約設定レート」、「特別金利特約設定レート」および「受取通貨特約設定レート」は、それぞれ、この預金の満期日の繰上げ、特別金利の付与、最終満期時受取通貨を判定するための基準として、募集最終日の翌営業日の東京時間午後3時における預入通貨(円貨)と相対通貨(豪ドル)との間の実勢為替レートをもとに、所定の方法により、当行が定めます。「満期日繰上特約設定レート」、「特別金利特約設定レート」および「受取通貨特約設定レート」は、それぞれ、別個・独立のレートとして設定されます。

■満期日繰上判定について

- ①特約判定日(利払日の4営業日前)の「東京時間午後3時における預入通貨(円貨)と相対通貨(豪ドル)との間の実勢為替レートをもとに当行が定めるレート」(以下、「判定レート」といいます。)が、「満期日繰上特約設定レート」よりも円高であると当行が判断した場合には、その直後に到来する利払日を繰上満期日とする「満期日の繰上げ」は行われません。
- ②判定レートが、「満期日繰上特約設定レート」と同値あるいは円安であると当行が判断した場合、「満期日繰上特約」が適用され、直後に到来する利払日が「繰上満期日」となり、元金が預入通貨(円貨)のまま払い戻されることによりこの預金は終了します。

〈満期日繰上判定のイメージ〉

* 2回目の特約判定日に満期日繰上が決定するケース

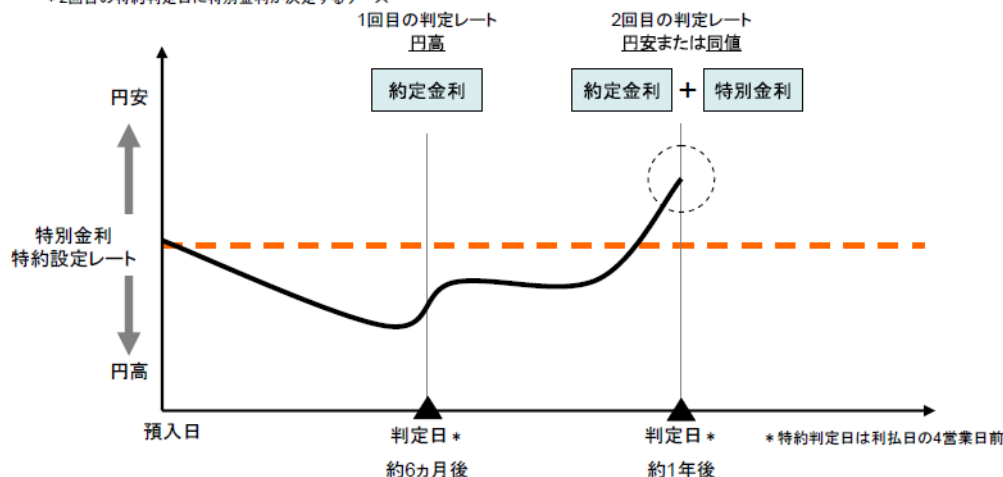


■特別金利特約について

- ①判定レートが、「特別金利特約設定レート」よりも円高であると当行が判断した場合には、その直後に到来する利払日では、前利払日から当該利払日までの利息計算期間に応じた「約定金利」のみが円貨で支払われます。
- ②判定レートが、「特別金利特約設定レート」と同値あるいは円安であると当行が判断した場合には、当行所定の「約定金利」に加えて、満期日の繰上げの有無に応じて、預入日から最終満期日または繰上満期日までの期間について当行所定の「特別金利」が円貨で支払われます。なお、「特別金利」は、満期日の繰上げの有無に応じて、最終満期日または繰上満期日に一括して支払われ、各利払日毎には支払われません。

〈特別金利特約のイメージ〉

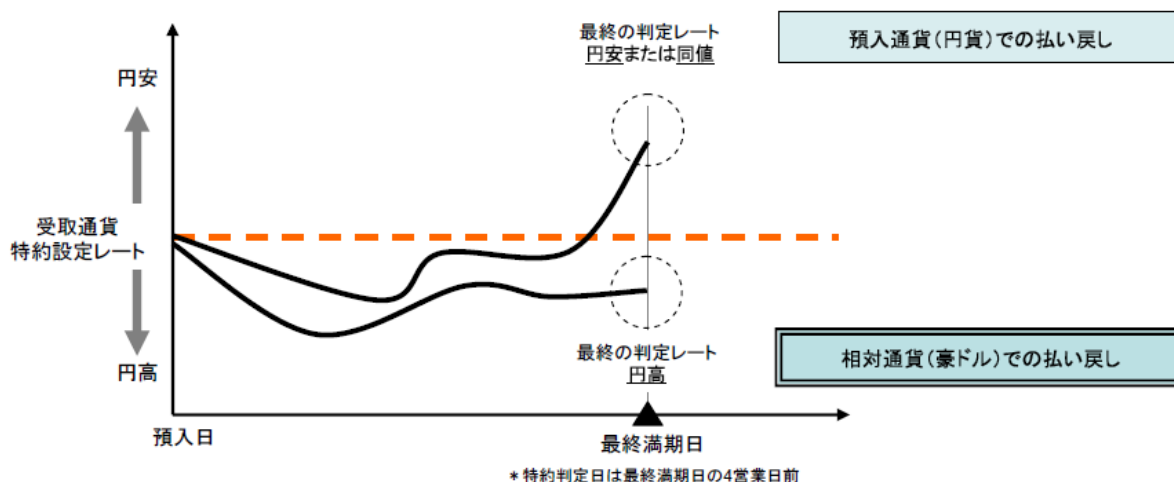
* 2回目の特約判定日に特別金利が決定するケース



■最終満期日における受取通貨の決定について

- ①最終の特約判定日において判定レートが、「受取通貨特約設定レート」よりも円高であると当行が判断した場合には、元金は、「受取通貨特約設定レート」で相対通貨(豪ドル)に交換のうえ、払い戻されます。この場合でも、「約定金利」および「特別金利」(適用ある場合に限る)は、円貨で支払われます。
- ②最終の判定日において判定レートが、「受取通貨特約設定レート」と同値あるいは円安であると当行が判断した場合には、元金は預入通貨(円貨)のまま払い戻されます。この場合、「約定金利」および「特別金利」(適用ある場合に限る)についても、円貨で支払われます。

〈最終満期日における受取通貨の決定のイメージ〉



この預金の注意点

『為替リスク』

- 二重通貨定期預金には為替変動リスクがあります。預入時において、この預金の元金が最終満期時に円貨で払い戻されるか、または相対通貨(豪ドル)で払い戻されるかは確定していません。満期日の繰上げが行われる場合あるいは最終満期時においてこの預金の元金が円貨のまま払い戻される場合には、元本割れは生じませんが、この預金の元金が相対通貨(豪ドル)にて払い戻される場合には、お客さまにとって不利な為替レートでこの預金の元金が相対通貨(豪ドル)に交換されるリスクがあります。
- 最終満期時において、この預金の元金が相対通貨(豪ドル)に交換のうえ払い戻されることとなった場合には、為替差損が生じ、元本割れが生じるリスクがあります。

『中途解約リスク』

- この預金は、原則として中途解約できません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて満期前にこの預金を解約することに応じる場合には、中途解約に伴う損害金をお客さまにご負担いただきます。お客さまにご負担いただく中途解約に伴う損害金の額は、中途解約時の市場実勢に応じて変動しますので、預入時点では確定していません。また、中途解約時の市場実勢によっては、この預金は、大きく元本割れする可能性があります。詳しくは、後記「この預金の中途解約」をご参照ください。

『余裕資金のお願い』

- 必ず、この預金の最終満期日まで(約5年間)は使う予定のない、余裕資金でお預け入れください。仮に、預入時以降にまとまった資金が必要となった場合でも、この預金にお預け入れの資金を充当する必要がない程度の十分な流動性が確保されていることをご確認のうえ、お申し込みください。

『外貨現金の取り扱いについて』

- 最終満期時にこの預金の元金が相対通貨(豪ドル)にて払い戻された場合でも、これを外貨現金にて引き出すことはできません。

手数料について

- 最終満期時に相対通貨(豪ドル)にて払い戻されたこの預金の元金を円貨に交換する場合には、為替手数料を含む当行所定の買取為替レート(TTB レート)が適用されます。このため、為替変動がなかった場合でも元本割れとなるリスクがあります。
- お客さまは、最終満期時に相対通貨(豪ドル)にて払い戻されたこの預金の元金を他の外貨に交換することができます(ただし、当行所定の外貨間取引対象通貨間の交換に限ります。)。この場合、為替手数料を含む当行所定の為替レートが適用されます。このため、為替変動がなかった場合でも元本割れとなるリスクがあります。
- 為替手数料の料率は通貨の組み合わせにより異なります。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。

満期日の繰上判定について

- 満期日繰上判定時における「特約判定日(原則として各利払日の4営業日前)の東京時間午後 3 時における預入通貨(円貨)と相対通貨(豪ドル)との間の実勢為替レート」(以下「判定レート」といいます。))が「特約設定レート決定日(募集期間最終日の翌営業日)の東京時間午後 3 時における預入通貨(円貨)と相対通貨(豪ドル)との間の実勢為替レートをもとに当行が決定する為替レート」(以下「満期日繰上特約設定レート」といいます。))よりも同値あるいはそれよりも円安であると当行が判断した場合、その直後に到来する利払日が繰上満期日となり、この預金は元金が円貨で払い戻されることにより終了します。一方、満期時繰上判定時における「判定レート」が「特約設定レート」よりも円高であると当行が判断した場合、満期日の繰上げは行われません。
- 「満期日繰上特約設定レート」の決定は、預入後に行われます。この預金にお申込み後に、預入通貨(円貨)と相対通貨(豪ドル)との間の実勢為替レートが急激に変動した場合には、お客さまにとって不利な「満期日繰上特約設定レート」が設定される可能性があります。
- この判定は、最終の特約判定日を除き、この預金が終了するまで全ての特約判定日において行われます。

満期日繰上判定	満期日繰上げの有無
「判定レート」が「満期日繰上特約設定レート」と同値あるいは円安であると当行が判断する場合	この預金は、かかる判定の直後に到来する利払日を繰上満期日として、元金が円貨で払い戻されることにより終了します。
「判定レート」が「満期日繰上特約設定レート」よりも円高であると当行が判断する場合	かかる判定の直後に到来する利払日を繰上満期日とする満期日の繰上げは行われません。この預金は継続され、元金の払戻しは行われません。

特別金利付与の判定について

- この預金では、満期日繰上げの有無に応じて、最終満期日または繰上満期日まで、利払日毎に当行所定の「約定金利」が円貨で支払われます。ただし、「特別金利特約」により一定の条件が成就した場合にのみ、この「約定金利」に加えて、満期日繰上げの有無に応じて、預入日から繰上満期日または最終満期日までの期間に応じた当行所定の「特別金利」が円貨で支払われます。
- 特別金利付与の判定時における「判定レート」が、「特約設定レート決定日(募集期間最終日の翌営業日)の東京時間午後 3 時における預入通貨(円貨)と相対通貨(豪ドル)との間の実勢為替レートをもとに当行が決定する為替レート」(以下「特別金利特約設定レート」といいます。))と同値あるいはそれよりも円安であると当行が判断した場合には、満期日繰上げの有無に応じて、預入日から最終満期日または繰上満期日までの期間について当行所定の「特別金利」が支払われます。一方、特別金利付与の判定時における「判定レート」が「特別金利特約設定レート」よりも円高であると当行が判定した場合には、「特別金利」は支払われません。この場合、「約定金利」のみが支払われます。
- 「特別金利特約設定レート」の決定は、預入後に行われます。この預金にお申込み後に、預入通貨(円貨)と相対通貨(豪ドル)との間の実勢為替レートが急激に変動した場合には、お客さまにとって不利な「特別金利特約設定レート」が設定される可能性があります。
- 特別金利は、満期日繰上げの有無に応じて、繰上満期日または最終満期日以降に一括して支払われ、各利払日毎には支払われません。
- 仮に、預入以降の預入通貨(円貨)と相対通貨(豪ドル)との間の為替レートが常に預入通貨高(円高)に推移した場合には、「特別金利」の支払がないまま、最終満期日あるいは繰上満期日が到来し、この預金が終了

する可能性があります。この場合、お客さまがこの預金にお預け入れの資金は、結果的に、最終満期日または繰上満期日まで当行所定の「約定金利」で運用されることとなります。

- この判定は、この預金の終了までの全ての特約判定日において行われます。ただし、いずれかの特約判定日において特別金利を付与することが決定された場合には、以降の特約判定日においてこの判定は行われません。

特別金利付与の判定	特別金利付与の有無
「判定レート」が「特別金利特約設定レート」と同値あるいは円安であると当行が判断する場合	約定金利に加えて、特別金利が支払われます。
「判定レート」が「特別金利特約設定レート」よりも円高であると当行が判断する場合	特別金利は支払われません。直後の利払日(あるいは最終満期日)に、約定金利のみが支払われます。

最終満期時受取通貨の判定方法等について

- 最終満期時受取通貨の判定時における「判定レート」が「受取通貨特約設定レート」よりも円高であると当行が判断した場合、最終満期時にお客さまに払い戻される元金の通貨は相対通貨(豪ドル)となります。一方、最終満期時受取通貨の判定時における預入通貨(円貨)と相対通貨(豪ドル)との間の実勢為替レートが「受取通貨特約設定レート」と同値あるいはそれよりも円安であると当行が判断した場合には、最終満期時にお客さまに払い戻される元金の通貨は預入通貨(円貨)となります。
- 「受取通貨特約設定レート」の決定は、預入後に行われます。この預金にお申込み後に、預入通貨(円貨)と相対通貨(豪ドル)との間の実勢為替レートが急激に変動した場合には、お客さまにとって不利な「受取通貨特約設定レート」が設定される可能性があります。
- 最終満期時受取通貨が預入通貨(円貨)となった場合には、この預金の元金は、最終満期時に円貨のまま払い戻されます。この場合、お客さまは、最終満期時に払い戻される元金が「受取通貨特約設定レート」により相対通貨(豪ドル)に交換されることによる為替差益を期待することはできません。
- 最終満期時受取通貨が相対通貨(豪ドル)となった場合には、この預金の元金は、「受取通貨特約設定レート」にて相対通貨(豪ドル)に交換のうえ、払い戻されます。この場合、お客さまは、実勢為替レートより不利な為替レートで相対通貨(豪ドル)を取得することになるため、お客さまが相対通貨(豪ドル)にて受取った元金を円貨に交換した場合には、為替差損が発生するリスクがあります。
- この判定は、最終の特約判定日においてのみ行われます。したがって、最終満期日が到来するまでの間に満期日の繰上げが行われた場合には、この判定は行われず、この預金の元金は常に円貨で払い戻されます。

最終満期時受取通貨の判定	最終満期時受取通貨
「判定レート」が「受取通貨特約設定レート」と同値あるいは円安であると当行が判断する場合	この預金の預入元金は、預入通貨(円貨)のまま払い戻されます。
「判定レート」が「受取通貨特約設定レート」よりも円高であると当行が判断する場合	この預金の預入元金は、受取通貨特約設定レートにて相対通貨(豪ドル)に交換のうえ払い戻されます。

為替相場の変動による元本割れリスクについて

- 満期日の繰上げが行われる場合あるいは最終満期時においてこの預金の元金が預入通貨(円貨)にて払い戻される場合には、元本割れは生じませんが、この預金の元金が相対通貨(豪ドル)にて払い戻される場合には、お客さまにとって不利な為替レートでこの預金の元金が相対通貨(豪ドル)に交換されるリスクがあります。最終満期時において、この預金の元金が相対通貨(豪ドル)で払い戻されることとなった場合には、払戻元金を払戻時の為替レートにより円換算すると、為替差損が生じ、円換算後の払戻額が預入時払込円貨額を下回り、円貨ベースで元本割れが生じるリスクがあります。

この預金の中途解約

- この預金は、原則として中途解約できません。
- 当行は、この預金をお申し込みいただいたお客さまの資金を、一定期間、金融市場にて運用します。万一、一部のお客さまから中途解約のご依頼があり、当行がやむを得ないものと認めてこの預金の中途解約に応じる場合には、中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達(再構築)しなければなりません。中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達する際には、中途解約時点での市場価格で計算された費用(以下「再構

築額」といいます。)が発生しますので、この預金を中途解約される場合には、お客さまにこの再構築額をご負担いただくこととなります。また、中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達する際には、再構築額に加えて、再構築取引に伴う費用(以下、再構築額とあわせて「損害金」といいます。)も発生することがあります。この場合、かかる費用についても、中途解約をされるお客さまにご負担いただくこととなります。詳しくは、後記「想定損失額等について」の「中途解約時」をご参照ください。

1. 商品名	仕組預金 満期日繰上特約付二重通貨定期預金 (特別金利特約付) (愛称:パワード定期NEO)
2. 商品の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 円貨で預け入れを行う、二重通貨定期預金です。対通貨は豪ドルです。 ● 二重通貨定期預金とは、定期預金に「通貨オプション」が組み込まれた預金です。満期日の繰り上げが行われず、かつ、あらかじめ定められた一定の条件が満たされた場合には、この「通貨オプション」により、この預金の元金は、「受取通貨特約設定レート」で対通貨(豪ドル)に交換のうえ、払い戻されます。 ● 為替相場の動向によっては、この特約判定の結果、この預金の元金は「受取通貨特約設定レート」にて交換のうえ、対通貨(豪ドル)で払い戻される可能性があります。その場合、お客さまにとっては不利な為替レートで対通貨(豪ドル)に交換のうえ、受け取るリスクを負うこととなります。 ● この預金には、上記の元金を払い戻す際の通貨の決定に関する特約のほか、下記 4(2)「満期日繰上特約」および下記7(2)「特別金利特約」の2つの特約が組み込まれています。 ● これらの特約の判定は、当行所定の「特約判定日」において、下記 8「判定レート」と下記 9「特約設定レート」をそれぞれ比較することにより当行が行います。 ● 「満期日繰上特約」により満期日の繰上げがなされる場合、直後に到来する利払日を繰上満期日としてこの預金の元金が払い戻されることにより、この預金は終了します(必ずしも満期日の繰上げが行われるとは限りません。) ● 満期日の繰上げの有無に応じて、最終満期日あるいは繰上満期日が到来するまでは、下記 7(1)に定める「約定金利」が支払われます。ただし、「特別金利特約」により一定の条件が成就した場合のみ、この「約定金利」に加えて、下記 7(2)で定める「特別金利」が支払われます。
3. 販売対象	パワーフレックス口座をお持ちの個人のお客さま
4. 期間 (1)預入期間 (2)満期日繰上特約 (3)満期日繰上げの判定 (4)満期日繰上特約設定レート	<ul style="list-style-type: none"> ● 5年(*1)ただし、下記(2)満期日繰上特約により、この預金の満期日を繰り上げることがあります。自動継続のお取り扱いはありません。 (*1)この預金については、当行所定の募集期間を設け、募集期間の最終日(以下「募集最終日」といいます。)の翌営業日の5年後の応当日(*2)を「最終満期日」とします。このため、満期日の繰上げが行われなかった場合の実際の預入期間は、上記「5年」に、預入日から募集最終日までの日数が加算されたものとなりますので、お申込の際は実際の預入日および最終満期日を必ずご確認ください。 (*2)応当日が当行の休業日の場合、または海外の関連主要外国為替市場が閉鎖されている日の場合は、その翌営業日を最終満期日とします。また、預入日の応当日が存在しない場合あるいは翌営業日が翌月となる場合には、預入期間に応じた、預入日の属する月の末日を最終満期日とし、当該末日が当行の休業日の場合または海外の関連主要外国為替市場が閉鎖されている日の場合は、その前営業日を最終満期日とします。 ● 原則として、最終の特約判定日を除く各特約判定日における判定レートをもとに、当行が、この預金の満期日を直後に到来する利払日に繰り上げるか否かにつき、判定します。 ● 判定レートが、満期日繰上特約設定レートよりも円高であると当行が判断した場合には、満期日の繰上げは行われません。一方、判定レートが満期日繰上特約設定レートと同値あるいはそれよりも円安であると当行が判断した場合には、満期日の繰上げが行われます。この場合、その直後に到来する利払日をこの預金の繰上満期日として預入元金が払い戻されることにより、この預金は終了します。なお、満期日の繰上げが行われる場合には、別途「連絡書」によりお客さまに通知します。一方、満期日の繰上げが行われない場合には、お客さまに対してその旨の連絡は行われませんので、ご注意ください。 ● この預金の満期日の繰上げを判定する基準となる預入通貨(円貨)と対通貨(豪ドル)間の為替レートです。募集最終日の翌営業日の東京時間午後3時における預入通貨(円貨)と対通貨(豪ドル)との間の実勢為替レートをもとに、当行が定める「基準レート」に当行所定の一定の幅を加えた形、または加えない形で決定されるものとします。なお、当行所定の一定の幅を加えた形で決定される場合には、お客さまにはお申込時において、この一定の幅のみを当行所定の選択肢の中からお選びいただきます。

<p>②計算方法 ③支払方法</p> <p>④特別金利付与の判定</p> <p>⑤特別金利特約設定レート</p> <p>(3)満期日以降の利息</p>	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な利率については、店頭または新生パワーコール等にてお問い合わせください。 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算とします。端数は切り捨てます。 特別金利が付与されることとなった場合には、満期日の繰上げの有無に応じて、預入日から最終満期日または繰上満期日までの期間の日数および特別金利の利率によって計算した利息を、お客様のパワーフレックス口座の円普通預金に入金することにより支払います。なお、特別金利は、最終満期日または繰上満期日において一括して、約定金利とあわせて円貨で支払われます。したがって、特別金利は、最終満期日または繰上満期日が到来するまでは、いっさい支払われませんので、ご注意ください。 原則として、各利払日の4営業日前(「特約判定日」)における判定レートをもとに、当行が、特別金利を付与するか否かにつき、判定します。判定レートが、特別金利特約設定レートよりも円高であると当行が判断した場合には特別金利の支払は行われません。一方、判定レートが特別金利特約設定レートと同値あるいはそれよりも円安であると当行が判断した場合には、特別金利が支払われます。 特別金利が支払われる場合には、別途「連絡書」によりお客様に通知します。一方、特別金利の支払がない場合には、お客様に対してその旨の連絡は行われませんので、ご注意ください。 特別金利の付与を判定する基準となる預入通貨(円貨)と相対通貨(豪ドル)間の為替レートです。募集最終日の翌営業日の東京時間午後3時における預入通貨(円貨)と相対通貨(豪ドル)との間の実勢為替レートをもとに、当行が定める「基準レート」に当行所定の一定の幅を加えた形、または加えない形で決定されるものとします。なお、当行所定の一定の幅を加えた形で決定される場合には、お客様にはお申込時において、この一定の幅のみを当行所定の選択肢の中からお選びいただきます。 最終満期日または繰上満期日以降にお客様のパワーフレックス口座の満期時受取通貨普通預金へ入金されたこの預金の払戻金にかかる利息は、当該通貨の普通預金利率を適用することにより計算されます。利払頻度、計算方法などについては、満期時受取通貨に応じて、パワーフレックス口座の円普通預金の商品説明書または外貨普通預金の契約締結前交付書面(兼外貨預金等書面)をご参照いただくか、または店頭もしくは新生パワーコールなどにてお問い合わせください。
<p>8. 判定レート</p>	<p>原則として、この預金の各利払日の4営業日前を「特約判定日」とし、各「特約判定日」の東京時間午後3時における預入通貨(円貨)と相対通貨(豪ドル)との間の実勢為替レートとして当行が決定するレートを「判定レート」とします。なお、具体的な特約判定日については、店頭もしくは新生パワーコールなどにてお問い合わせいただくか、または別途お客様に交付する「仕組預金取引確認書」にてご確認ください。</p>
<p>9. 特約設定レート</p>	<ul style="list-style-type: none"> この預金では、当行所定の特約判定日(原則として各利払日の4営業日前)において「満期日の繰上げ」、「特別金利の付与」または「最終満期時受取通貨」を判定する基準として、「満期日繰上特約設定レート」、「特別金利特約設定レート」、「受取通貨特約設定レート」の3つの特約設定レートが別個・独立に定められます。具体的なレートについては、店頭もしくは新生パワーコールなどにてお問い合わせいただくか、または別途お客様に交付する「仕組預金取引確認書」にてご確認ください。 各特約設定レートの決定は、それぞれ、預入後に行われます。お申込み後に、預入通貨(円貨)と相対通貨(豪ドル)との間の実勢為替レートが急激に変動した場合には、お客様にとって不利な「特約設定レート」が設定される可能性があります。
<p>10. 外国為替予約</p>	<p>外国為替予約のお取り扱いはできません。</p>
<p>11. 元本欠損リスクとその要因</p>	<ul style="list-style-type: none"> 満期日の繰上げが行われる場合または最終満期時受取通貨が預入通貨(円貨)となった場合には、元本割れは生じませんが、最終満期時受取通貨が相対通貨(豪ドル)となった場合には、実勢為替レートよりもお客様にとって不利な為替レート(「受取通貨特約設定レート」)で、この預金の元金が相対通貨(豪ドル)に交換されるリスクがあります。 最終満期時受取通貨が相対通貨(豪ドル)となった場合には、払戻元金を払戻時の為替レートにより円換算すると、為替差損が生じ、円換算後の払戻額が預入時払込円貨額を下回り、円貨ベースで元本割れが生じるリスクがあります。詳しくは、後記「想定損失額等について」の「満期時」をご参照ください。 この預金は、原則として中途解約できませんが、当行がやむを得ないものと認めて満期前解約に応じる場合にも、下記12のとおりこの預金は大きく「元本割れ」するリスクがあります。
<p>12. 中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> この預金の中途解約は原則としてできません。 当行がやむを得ないものと認め満期前解約に応じる場合、元本金額から満期前解約に伴い発生する解約日から最終満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用を当行所定の計算により算出した金額を差し引いた金額を、お客様のパワーフレックス口座の円普通預金へ入金します。この場合、元本割れが生じる可能性が高いです。詳しくは後記「想定損失額等について」の「中途解約時」をご参照ください。
<p>13. その他手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> この預金の元金または利息の引き出し方法によっては、別途手数料がかかることがあります。 詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。また、店頭もしくは新生パワーコールなどでもお問い合わせいただけます。

14. 税金の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 利息 : 源泉分離課税(国税15%、地方税5%)として課税されます。 ● 為替差益 : 雑所得として確定申告による総合課税の対象となります。 ● 為替差損 : 黒字の雑所得から控除することができます。 ● マル優 : お取り扱いはできません。 <p>詳しくは、お客さまご自身で公認会計士や税理士にご相談ください。</p>
15. 預金保険	<ul style="list-style-type: none"> ● この預金は、預金保険による保護の対象ですが、「決済用預金」ではありません。 ● この預金は、お客さまが当行にお預け入れの他の「一般預金等」と合算して、元本1,000万円までとその利息のみの範囲内で預金保険により保護されます。 ● ただし、満期時受取通貨が相対通貨(豪ドル)となり、元金が相対通貨に交換のうえ相対通貨普通預金に入金された場合には、預金保険による保護の対象外となります。 ● 預金保険制度につきさらに詳しい説明をご希望の場合には、預金保険機構ホームページの「預金保険制度の解説」をご覧ください。もしくは店頭または新生パワーコール等にてお問い合わせください。
16. 当座貸越サービス	この預金は、「パワーフレックス口座円貨預金規定」で定める当座貸越にかかる担保預金の対象外です。
17. 付加できる特約事項	ございません。
18. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
19. 当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	ございません。
20. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 最終満期時受取通貨が相対通貨(豪ドル)となった場合には、この預金の元本は、お客さまのパワーフレックス口座の相対通貨(豪ドル)普通預金に入金することにより支払われますが、外貨預金の引き出し方法には制限がございます。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。 ● 相続や差押えなどにより、この預金が第三者に承継された場合でも、繰上満期日あるいは最終満期日前にこの預金が解約される場合には、上記 12 に準じて処理されます。この場合、この預金を承継された方に、満期前解約に伴い発生する解約日から最終満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用をご負担いただくこととなりますので、元本金額から、満期前解約に伴い発生する解約日から最終満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用を当行所定の計算により算出した金額を差し引いた残額が払い戻されることとなります。
21. 取扱銀行	<p>株式会社新生銀行 東京都中央区日本橋室町2-4-3</p>
22. お問い合わせ先	この書面をよくお読みいただき、ご不明な点等がございましたら、店頭または新生パワーコール(☎0120-456-860)までお問い合わせください。

想定損失額等について

以下では、観測期間を2000年4月1日から2011年2月28日までの間とし、当行が合理的に取得できるデータを用いた一定の前提条件を基に算出された満期時および中途解約時における想定損失額等について、ご案内いたします。この書面でご案内する想定損失額等が、「お客さまが許容できる損失額」の範囲内であるかを十分ご確認の上、この預金に預け入れを行うか否かをご検討ください。

なお、当該観測期間中のデータが取得できない場合や存在しない場合は、他の類似期間等のデータを参考のうえ、想定損失額等を算出しています。また、お客さまが今後行う実際の取引においては、それら過去のデータに基づく想定を超える状況の発生に起因して損失が生じることがあります。従って、「実際の取引において生じる損失額」は、「本書面でご案内する想定損失額等」とは異なる場合があります。

満期時

最終満期時受取通貨が相対通貨(豪ドル)となった場合には、「受取通貨特約設定レート」で当初預け入れ元本が相対通貨(豪ドル)に交換されることとなります。したがって、「受取通貨特約設定レート」により交換された相対通貨元本(豪ドル)を預入通貨(円貨)に換算した値と当初預け入れ元本との差が満期時にお客さまに生じると想定される損失(以下「想定損失」といいます。)となります。

相対通貨(豪ドル)の円に対する観測期間中の最大下落率は、次の通りです。

相対通貨(豪ドル)の下落率	49%程度
---------------	-------

満期時の実勢為替レートが、預入時の実勢為替レートから上記の水準で下落したものと仮定しますと、想定損失額は次の通りとなります。

想定損失率	49%程度
元本が500万円の場合の想定損害金額	245万円程度

※上記はあくまでも過去のデータを参考に算出したものであり、この過去のデータを超える為替レートの変動があった場合の損失は、上記でご案内する想定損失以上となります。

中途解約時

この預金をお客さまが中途解約することは原則としてできません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合には、次のとおり、損害金をご負担いただきます。なお、この預金を中途解約されるお客さまにご負担いただく損害金は、中途解約時の市場実勢に応じて変動しますので、中途解約時における実際の金融情勢によっては、以下でご案内する想定損害金額以上の水準となる可能性もあります。この点、十分、ご注意ください。

○ 損害金の概要

損害金とは、中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達(再構築)するための費用で、中途解約日から満期日までのこの預金の再構築額および再構築取引に伴う費用により構成されます。

再構築額は、中途解約時における市場実勢により計算されますので、この預金のお申し込み時点において、確定的な金額を提示することはできません。

再構築額の計算は、中途解約時における「預入通貨(円貨)と相対通貨(豪ドル)との間の為替レート」、「為替の変動性」、「中途解約日から満期日までの期間(残存期間)に対応する預入通貨(円貨)および相対通貨(豪ドル)の市場金利」、「この預金の適用条件」、「当行の資金調達環境」などを要素として、主に次の点から中途解約対象預金の価値を評価することにより行われます。

- ① お客さまが設定されている預金の特約諸条件から予想される満期時期およびそれまでの受取金利の評価
- ② 中途解約時の残存期間に対応する預入通貨の市場金利の評価
- ③ 中途解約時の通貨オプションの評価

再構築額は、当行が合理的と認める基準値を採用し、当行所定の計算方法により算出されますが、一般的に、中途解約時における実勢為替レートが預入通貨高(円高)になればなるほど、また、預入通貨(円貨)と相対通貨(豪ドル)の金利差が大きくなるほど、お客様にご負担いただく再構築額は高くなる傾向にあります。

○ 想定損害金の水準

以下では、この預金が預入直後に中途解約された場合の想定損害金の水準についてご案内いたします。

●市場の変動が無かった場合の想定損害金

基準日現在における市場実勢を前提とすると、この預金への預け入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合であっても、元本の12%程度(元本が500万円の場合、60万円程度)の損害金をお客さまにご負担いただくことになると見込まれます。

●次の《前提条件》のような大幅な市場変動があった場合の想定損害金

この預金への預け入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合、預け入れ直後に次の《前提条件》に記載のような大幅な市場変動があったことを前提に想定される損害金は、次の通りとなります。

想定損害金率	62%程度
元本が500万円の場合の想定損害金額	310万円程度

《前提条件》

「為替の変動性」

預入時の市場水準を観測期間(上記の通り、2000年4月1日から2011年2月28日までの期間)中の最小値とし、中途解約時に観測期間中の最大値まで上昇したものと仮定。

「預入通貨(円貨)と相対通貨(豪ドル)の市場金利の差 (『相対通貨金利』-『預入通貨金利』)」

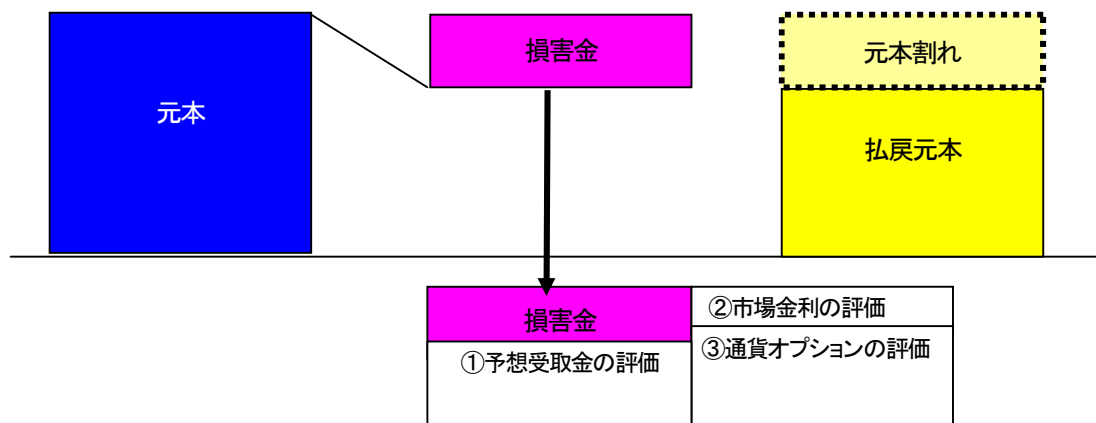
預入時の市場水準を観測期間中の最小値とし、中途解約時に観測期間中の最大値まで上昇したものと仮定。

「為替レート」

預入時の実勢為替レートから、中途解約時に観測期間中の最大変動幅分(49%程度)預入通貨高水準となったものと仮定。

損害金イメージ図

このイメージ図は、損害金の考え方を一般的に説明する目的で作成されたものであり、イメージ図中の各項目の面積比が実際の金額を正しく表現しているとは限りません。



外貨預金に関わる手数料等について

(1) 相対通貨(外貨)で払い戻されたこの預金の元金(払戻金)のお引き出し方法および手数料等

お引き出し方法	手数料等
円現金でのお引き出し 円普通預金へのお振替	<ul style="list-style-type: none"> この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。 外貨を円貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の買取為替レート(TTBレート)が適用されます。 買取為替レート(TTBレート)には、為替手数料が含まれています。買取為替レート(TTBレート)に含まれた具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
外貨現金または外貨トラベラーズチェックでのお引き出し	お取り扱いはできません。
送金小切手でのお引き出し	この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。この場合、発行手数料 4,000 円がかかります。
お客さまのパワーフレックス口座の相対通貨以外の通貨の外貨預金へのお振替	<ul style="list-style-type: none"> この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。 当行所定の外貨間取引対象通貨間のお振替に限ります。 外貨を他の外貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の為替レートが適用されます。為替レートに含まれた具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
お客さまのパワーフレックス口座の相対通貨と同通貨の外貨預金へのお振替	手数料はかかりません。
お客さまのパワーフレックス口座の相対通貨と同通貨建ての投資信託購入入金へのお振替	<ul style="list-style-type: none"> この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。 手数料はかかりません(なお、投資信託の設定にかかる手数料は別途必要となります。)
外貨でのご送金に使用 ① 海外の金融機関向けのご送金 ② 国内の金融機関向けのご送金	<p>この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。この場合の手数は、次のとおりです。</p> <p>① 送金手数料: 4,000円 ② 送金手数料: 4,000円</p>

(2) 為替手数料(1 基本通貨あたり・片道)

●「円貨から外貨」および「外貨から円貨」への交換の場合

通貨	為替手数料
豪ドル	1 円

●外貨間取引対象通貨から他の外貨間取引対象通貨に交換する場合

通貨組合せ		為替手数料	
ユーロ	英ポンド	1 ユーロにつき	0.01 英ポンド
ユーロ	豪ドル	1 ユーロにつき	0.02 豪ドル
ユーロ	ニュージーランド・ドル	1 ユーロにつき	0.02 ニュージーランド・ドル
ユーロ	米ドル	1 ユーロにつき	0.01 米ドル
ユーロ	カナダドル	1 ユーロにつき	0.02 カナダドル
英ポンド	豪ドル	1 英ポンドにつき	0.02 豪ドル
英ポンド	ニュージーランド・ドル	1 英ポンドにつき	0.02 ニュージーランド・ドル
英ポンド	米ドル	1 英ポンドにつき	0.02 米ドル
英ポンド	カナダドル	1 英ポンドにつき	0.02 カナダドル
豪ドル	ニュージーランド・ドル	1 豪ドルにつき	0.01 ニュージーランド・ドル
豪ドル	米ドル	1 豪ドルにつき	0.01 米ドル
豪ドル	カナダドル	1 豪ドルにつき	0.01 カナダドル
ニュージーランド・ドル	米ドル	1 ニュージーランド・ドルにつき	0.01 米ドル
ニュージーランド・ドル	カナダドル	1 ニュージーランド・ドルにつき	0.01 カナダドル
米ドル	カナダドル	1 米ドルにつき	0.01 カナダドル

※ 外国為替相場の急激な変動など場合には、上表とは異なる為替手数料が適用される場合があります。

※ 為替手数料は、将来変更される可能性があります。

※ 上記手数料には消費税等はかかりません。